

岩手県告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 4 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 路線名 282 号
 - (2) 供用開始の区間 岩手郡滝沢村滝沢字弥兵エ林 483 番地先から字一本木 582 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 4 月 17 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
- 2 (1) 路線名 456 号
 - (2) 供用開始の区間 東磐井郡藤沢町藤沢字仁郷 82 番 1 地先から字町 137 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 4 月 17 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成 19 年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
- 3 (1) 路線名 457 号
 - (2) 供用開始の区間 一関市萩荘字中大桑 215 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 4 月 17 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで